

## 〈令和3年度から適用される個人住民税の税制改正〉

★令和3年申告分から適用される住民税の税制改正についてお知らせします。  
控除額等について、所得税と内容が異なる部分があるのでご注意ください。

### ●給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替がされます。

---

給与所得控除および公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の額が10万円引き上げられます。

### ●基礎控除の見直し

---

- 1、基礎控除額が10万円引き上げられます。
- 2、合計所得金額が2400万円を超えると、その金額に応じて控除額が逡減し、2500万円を超えると、基礎控除は適用されなくなります。
- 3、上記1および2の見直しに伴い、前年の合計所得金額が2500万円を超えると、調整控除が適用されなくなります。

#### 基礎控除額一覧

合計所得金額	【改正後】令和3年度以降 基礎控除額	【改正前】令和2年度以前 基礎控除額
2400万円以下	43万円	33万円 (所得制限なし)
2400万円超 2450万円以下	29万円	
2450万円超 2500万円以下	15万円	
2500万円超	適用なし	

### ●給与所得控除の見直し

---

- 1、給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- 2、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。なお、子育て世帯や介護世帯には負担が生じないよう措置が講じられます。(所得金額調整控除)。詳細は下記の「所得金額調整控除の創設」をご覧ください。

**【改正後】 給与所得の計算表（令和3年度以降）**

給与の収入金額(円)	給与所得の金額（円）	
0円～ 550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	給与収入 - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	給与収入÷4 (千円未満切捨) = A	$A \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000円～3,599,999円		$A \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000円～6,599,999円		$A \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×0.9-1,100,000円	
8,500,000円～	給与収入-1,950,000円	

**【改正前】 給与所得の計算表（令和2年度以前）**

給与の収入金額(円)	給与所得の金額（円）	
0円～ 650,999円	0円	
651,000円～1,618,999円	給与収入 - 650,000円	
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	
1,624,000円～1,627,999円	974,000円	
1,628,000円～1,799,999円	給与収入÷4 (千円未満切捨) = A	$A \times 2.4$
1,800,000円～3,599,999円		$A \times 2.8 - 180,000$ 円
3,600,000円～6,599,999円		$A \times 3.2 - 540,000$ 円
6,600,000円～9,999,999円	給与収入×0.9-1,200,000円	
10,000,000円～	給与収入-2,200,000円	

## ●公的年金等控除の見直し

- 1、公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- 2、公的年金等の収入金額が 1000 万円を超える場合、公的年金等控除額は 195 万 5 千円が上限とされます。
- 3、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1000 万円を超え 2000 万円以下の場合には一律 10 万円、2000 万円を超える場合には一律 20 万円が上記 1 および 2 の見直し後の控除額から引き下げられます。

### 【改正後】令和 3 年度以降の公的年金等控除額

受給者の区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1000 万円以下	1000 万円超 2000 万円以下	2000 万円超
65 歳以上	330 万円以下	110 万円	100 万円	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A) × 25% +27 万 5000 円	(A) × 25% +17 万 5000 円	(A) × 25% +7 万 5000 円
	410 万円超 770 万円以下	(A) × 15% +68 万 5000 円	(A) × 15% +58 万 5000 円	(A) × 15% +48 万 5000 円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A) × 5% +145 万 5000 円	(A) × 5% +135 万 5000 円	(A) × 5% +125 万 5000 円
	1,000 万円超	195 万 5000 円	185 万 5000 円	175 万 5000 円
	65 歳未満	130 万円以下	60 万円	50 万円
130 万円超 410 万円以下		(A) × 25% +27 万 5000 円	(A) × 25% +17 万 5000 円	(A) × 25% +7 万 5000 円
410 万円超 770 万円以下		(A) × 15% +68 万 5000 円	(A) × 15% +58 万 5000 円	(A) × 15% +48 万 5000 円
770 万円超 1000 万円以下		(A) × 5% +145 万 5000 円	(A) × 5% +135 万 5000 円	(A) × 5% +125 万 5000 円
1000 万円超		195 万 5000 円	185 万 5000 円	175 万 5000 円

### 【改正前】令和2年度以前の公的年金等控除額

受給者区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	120万円
	330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37万5000円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78万5000円
	770万円超	(A) × 5% + 155万5000円
65歳未満	130万円以下	70万円
	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37万5000円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78万5000円
	770万円超	(A) × 5% + 155万5000円

### ●所得金額調整控除の創設

1、給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額（1000万円を超える場合は1000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額が控除されます。

- ・本人が特別障害者に該当する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。

控除額 = (給与等の収入金額(1000万円を超える場合は1000万円) - 850万円) × 10%

2、給与所得および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得および公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得（10万円を限度）および公的年金等に係る雑所得（10万円を限度）の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。

控除額 = (給与所得(10万円を超える場合には10万円) + 公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合には10万円)) - 10万円

※上記1の所得金額調整控除は、年末調整において適用ができます。

## ●非課税基準および所得控除等の適用に係る合計所得金額の要件等の見直し

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、見直される非課税基準および所得控除等の適用に係る合計所得金額の要件は以下のとおりです。

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	合計所得 48 万円以下	合計所得 38 万円
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件	合計所得 48 万円超 133 万円以下	合計所得 38 万円超 123 万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	合計所得金額 75 万円以下	合計所得金額 65 万円以下
障害者等に対する非課税措置の合計所得金額要件	合計所得金額 135 万円以下	合計所得金額 125 万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	合計所得金額が 28 万円× (本人、同一生計配偶者、 扶養親族の合計人数) +10 万円+17.8 万円	合計所得金額が 28 万円× (本人、同一生計配偶者、 扶養親族の合計人数) + 17.8 万円
所得割の非課税限度額の総所得金額等	総所得金額等が 35 万円× (本人、同一生計配偶者、 扶養親族の合計人数) +10 万円+32 万円※	総所得金額等が 35 万円× (本人、同一生計配偶者、 扶養親族の合計人数) +32 万円※

※同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算

## ●未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（夫）控除の見直し

すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、以下の措置が講じられました。

### 1、未婚のひとり親に「ひとり親控除」を適用

婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者（所得 500 万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額 30 万円）を適用することとなりました。

### 2、寡婦控除の見直し

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額 26 万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限（500 万円以下）を設けることとしました。

### 3、個人住民税の人的非課税措置の見直し

上記の対応を踏まえ、所得が 135 万円以下の未婚のひとり親について、非課税とすることとされました。

### 本人が女性の場合

※1 ひとり親控除 ※2 寡婦控除

配偶関係			死別		離別		未婚	
本人所得 (合計所得金額)			500 万以 下	500 万超	500 万以 下	500 万超	500 万以 下	500 万超
扶 養 親 族	有	子	30 万※1		30 万※1		30 万※1	
		子以外	26 万※2		26 万※2			
	無		26 万※2					

### 本人が男性の場合

※1 ひとり親控除

配偶関係			死別		離別		未婚	
本人所得 (合計所得金額)			500 万以 下	500 万超	500 万以 下	500 万超	500 万以 下	500 万超
扶 養 親 族	有	子	30 万※1		30 万※1		30 万※1	
		子以外						
	無							

住民票の続柄が「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外となります。